

令和3年第2回（5月）臨時会

# 東伊豆町議会会議録

令和3年 5月20日 開会

令和3年 5月20日 閉会

東伊豆町議会

## 令和3年第2回東伊豆町議会臨時会会議録目次

### 第 1 号 （5月20日）

|                                                         |    |
|---------------------------------------------------------|----|
| ○議事日程                                                   | 1  |
| ○出席議員                                                   | 2  |
| ○欠席議員                                                   | 2  |
| ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名                         | 2  |
| ○職務のため出席した者の職氏名                                         | 2  |
| ○開会の宣告                                                  | 3  |
| ○町長挨拶                                                   | 4  |
| ○開議の宣告                                                  | 5  |
| ○議事日程の報告                                                | 5  |
| ○会議録署名議員の指名                                             | 5  |
| ○会期の決定                                                  | 6  |
| ○専決承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（東伊豆町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例） | 6  |
| ○専決承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（東伊豆町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例）      | 8  |
| ○議案第31号 東伊豆町防災会議条例の一部を改正する条例について                        | 9  |
| ○議長の辞職の件について                                            | 11 |
| ○日程の追加について                                              | 12 |
| ○議長の選挙                                                  | 12 |
| ○日程の追加について                                              | 15 |
| ○副議長の辞職の件について                                           | 15 |
| ○日程の追加について                                              | 16 |
| ○副議長の選挙                                                 | 17 |
| ○常任委員会委員の選任について                                         | 19 |
| ○議会運営委員会委員の選任について                                       | 19 |
| ○議会広報編集委員会委員の選任について                                     | 19 |
| ○東河環境センター議会議員の選挙                                        | 20 |

|                                    |    |
|------------------------------------|----|
| ○伊豆斎場組合議会議員の選挙                     | 21 |
| ○一部事務組合下田メディカルセンター議会議員の選挙          | 22 |
| ○駿東伊豆消防組合議会議員の選挙                   | 23 |
| ○同意案第3号 東伊豆町監査委員の選任について            | 24 |
| ○同意案第4号 東伊豆町稲取財産区管理会財産区管理委員の選任について | 25 |
| ○同意案第5号 東伊豆町稲取財産区管理会財産区管理委員の選任について | 25 |
| ○同意案第6号 東伊豆町稲取財産区管理会財産区管理委員の選任について | 25 |
| ○同意案第7号 東伊豆町稲取財産区管理会財産区管理委員の選任について | 27 |
| ○同意案第8号 東伊豆町固定資産評価員の選任について         | 29 |
| ○東伊豆町選挙管理委員及び補充員の選挙                | 30 |
| ○町長挨拶                              | 31 |
| ○閉会の宣告                             | 32 |
| ○署名議員                              | 35 |

## 令和3年第2回東伊豆町議会臨時会会議録

### 議 事 日 程（第1号）

令和3年5月20日（木）午前9時30分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 専決承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（東伊豆町固定資産評価  
審査委員会条例の一部を改正する条例）
- 日程第 4 専決承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（東伊豆町税賦課徴収条  
例等の一部を改正する条例）
- 日程第 5 議案第31号 東伊豆町防災会議条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議長の辞職の件について
- 日程第 7 常任委員会委員の選任について
- 日程第 8 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第 9 議会広報編集委員会委員の選任について
- 日程第10 東河環境センター議会議員の選挙
- 日程第11 伊豆斎場組合議会議員の選挙
- 日程第12 一部事務組合下田メディカルセンター議会議員の選挙
- 日程第13 駿東伊豆消防組合議会議員の選挙
- 日程第14 同意案第3号 東伊豆町監査委員の選任について
- 日程第15 同意案第4号 東伊豆町稲取財産区管理会財産区管理委員の選任について
- 日程第16 同意案第5号 東伊豆町稲取財産区管理会財産区管理委員の選任について
- 日程第17 同意案第6号 東伊豆町稲取財産区管理会財産区管理委員の選任について
- 日程第18 同意案第7号 東伊豆町稲取財産区管理会財産区管理委員の選任について
- 日程第19 同意案第8号 東伊豆町固定資産評価員の選任について
- 日程第20 東伊豆町選挙管理委員及び補充員の選挙
- 追加日程第1 議長の選挙
- 追加日程第2 副議長の辞職の件について
- 追加日程第3 副議長の選挙

---

出席議員（１２名）

|     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| １番  | 楠山節雄君 | ２番  | 笠井政明君 |
| ３番  | 稲葉義仁君 | ５番  | 栗原京子君 |
| ６番  | 西塚孝男君 | ７番  | 須佐衛君  |
| ８番  | 村木脩君  | １０番 | 内山愼一君 |
| １１番 | 藤井廣明君 | １２番 | 鈴木勉君  |
| １３番 | 定居利子君 | １４番 | 山田直志君 |

欠席議員（なし）

---

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|         |       |        |       |
|---------|-------|--------|-------|
| 町長      | 太田長八君 | 副町長    | 鈴木利昌君 |
| 教育長     | 横山尋司君 | 総務課長   | 村木善幸君 |
| 防災課長    | 竹内茂君  | 企画調整課長 | 森田七徳君 |
| 税務課長    | 木田尚宏君 | 住民福祉課長 | 福岡俊裕君 |
| 住民福祉課参事 | 前田浩之君 | 観光産業課長 | 山田義則君 |
| 建設整備課長  | 齋藤匠君  | 水道課技監  | 桑原建美君 |

---

職務のため出席した者の職氏名

|        |       |    |       |
|--------|-------|----|-------|
| 議会事務局長 | 国持健一君 | 書記 | 榊原大太君 |
|--------|-------|----|-------|

---

開会 午前 9時30分

### ◎開会の宣告

○議長（村木 脩君） 皆様、おはようございます。

開会前に御報告します。

当局側から説明員の配置の変更申出があり、これを許可しましたので、変更後の議場配置図をお配りしてございます。御確認をお願いします。

また、4月1日付の人事異動及び機構改革にて役職が変わりました管理職の方々の紹介をいたします。

管理職の皆さんは名前を呼びますので、御起立ください。

まず、税務課長、木田尚宏君。

住民福祉課長、福岡俊裕君。

住民福祉課参事、前田浩之君。

観光産業課長兼農業委員会事務局長、山田義則君。

建設整備課長、齋藤 匠君。

水道課技監、桑原建美君。

以上でございます。

それでは、改めまして皆様、おはようございます。

令和3年東伊豆町議会第2回臨時会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、公私ともに大変お忙しい中、御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本日の臨時会は、議員申合せ事項による2年の任期到来による改選、また改選に伴う人事案件などについての御審議をいただく会議であります。

提出議案は、町長から専決処分の承認案、監査委員の選任、稲取財産区管理委員の選任など、9議案が予定されております。

議会からは、各委員会の委員選任、一部事務組合議会議員の選挙、また選挙管理委員及び補充員の選挙について、それぞれ御審議をお願いいたします。

また、本会議においても新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、休憩時間を15分とし、換気を行い、マスクの着用と手指を清潔に保つなど、感染症予防に御協力をお願いい

たします。

議員各位におかれましては、今後２年間、それぞれ議員としての役職を務めていただくこととなりますので、慎重に御審議の上、議事が円滑に進行されますよう御協力をお願い申し上げます、開会の挨拶といたします。

ただいまの出席議員は12名で、議員定数の半数に達しております。

よって、令和３年東伊豆町議会第２回臨時会は成立しましたので、開会します。

---

#### ◎町長挨拶

○議長（村木 脩君） 町長より御挨拶をお願いいたします。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） 皆さん、おはようございます。

臨時会開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

令和３年第２回臨時会を招集申し上げたところ、議員各位におかれましては、何かと御多用中にもかかわらず御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルスの感染を防ぐため、東京や大阪など４都府県に５月11日を期限に出された緊急事態宣言につきましては、政府は５月31日までの延長を決めました。新たに、愛知、福岡、北海道、広島及び岡山の５道県も対象地域に加えました。

また、緊急事態に準じて、神奈川、千葉、埼玉など６県に出されたまん防、まん延防止等重点措置は、宮城県を解除する一方で、同様に今月末までの延長を決定いたしました。こちらでも岐阜、三重など追加し、対象を10県に拡大いたしております。新型コロナが、感染力が強く、また重症化も早いとされているこの変異株に置き換わり、感染者の拡大が止まらず、重症者も死者も増え続けております。

首都圏が緊急事態宣言地域やまん延防止等重点措置地区となっており、当町の観光の入込客に深刻な影響が出ておりますが、現時点におきましては、町民の皆様は、マスク着用や手指の消毒、３密回避といたした個人レベルの基本的な感染症対策をお願いするとともに、事業者の皆様にも、感染症対策の徹底を重ねてお願いいたします。

今後は、新型コロナウイルス感染症の状況を見ながら、国の第３次地方創生臨時交付金を

財源といたしまして、既に計画しております事業の推進を図ってまいります。

このような状況の中、東伊豆町における新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、5月10日より東伊豆町役場及び保健福祉センターの会場におきまして、年齢75歳以上の方を対象にスタートいたしました。5月18日までに計520人の接種を終了しております。今後は、65歳以上の方にも順次、接種を行ってまいります。併せて高齢者の入居施設におけるワクチン接種を実施しておるところでございます。

さて、本臨時会には、条例の一部改正、専決処分の承認案2件、さらには人事案件の御審議をお願いすることといたしております。よろしく御審議をお願いいたします。

また、なお本日は、先ほど議長からも御挨拶がありましたように、議会人事なども予定されております。円滑に行われますよう、心から念願する次第であります。

議員各位におかれましては、ますます御健勝で御活躍いただけますよう御祈念を申し上げまして、簡単ではございますが、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

---

#### ◎開議の宣告

○議長（村木 脩君） これより直ちに本日の会議を開きます。

---

#### ◎議事日程の報告

○議長（村木 脩君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。  
議事日程に従い議事を進めます。

---

#### ◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（村木 脩君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において1番、楠山議員、2番、笠井議員を指名します。

---

◎日程第２ 会期の決定

○議長（村木 脩君） 日程第２ 会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日１日といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日１日と決定しました。

---

◎日程第３ 専決承認第２号 専決処分の承認を求めることについて（東伊豆町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例）

○議長（村木 脩君） 日程第３ 専決承認第２号 専決処分の承認を求めることについて（東伊豆町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） ただいま上程されました専決承認第２号 専決処分の承認を求めることについて提案理由を申し上げます。

地方税法に基づく固定資産の価格に関する審査申出書等に関し、押印の見直しを行うべく、条例改正の参考例が令和３年３月に総務省から示されたことから、東伊豆町固定資産評価審査委員会条例の一部改正を図ったものでございます。

地方自治法第179条第１項の規定に基づき、３月30日付にて専決処分させていただきましたので、同条第３項の規定によりましてこれを報告し、承認を求めるものでございます。

詳細につきましては、総務課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（村木 脩君） 総務課長。

○総務課長（村木善幸君） ただいま提案されました専決承認第２号 専決処分の承認を求め

ることについて御説明申し上げます。

行政手続の簡素化及び利便性の向上等のため、総務省の参考例を基に押印の見直し等を行い、東伊豆町固定資産評価審査委員会条例の条文整備を図る内容でございます。

当該条例第4条の地方税法第432条の規定による固定資産課税台帳に登録された価格に関する審査の申出については、行政不服審査法の審査請求書の規定を準用しております。

国の押印見直しにより行政不服審査法施行令が改正され、審査請求書への押印を要しないものとされたことから、当該条例第4条第4項に規定する審査申出書の審査申出人の押印についても不要とする改正を行いました。

また、当該条例第8条第5項に規定する口頭審理における口述書の提出者の署名押印についても、見直しにより不要といたします。

併せて、意見陳述、口頭審理、実地調査及び議事に関わった委員及び調書を作成した書記による調書への「署名押印」を委員及び書記の「署名」といたします。

令和3年度は固定資産の評価替え年度であり、固定資産課税台帳に登録された価格に関する審査申出の受付年度となっていることから、施行日につきましては、令和3年4月1日から施行とさせていただきます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（村木 脩君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより専決承認第2号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村木 脩君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎日程第4 専決承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（東伊豆町税  
賦課徴収条例等の一部を改正する条例）

○議長（村木 脩君） 日程第4 専決承認第3号 専決処分の承認を求めることについて  
（東伊豆町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） ただいま上程されました専決承認第3号 専決処分の承認を求めるこ  
とについて提案理由を申し上げます。

令和3年度の税制改正により、地方税法等の一部を改正する法律が令和3年3月31日に公  
布され、同年4月1日から施行されたことから、東伊豆町税賦課徴収条例の一部改正を図っ  
たものでございます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、3月31日付で専決処分をさせていただきました  
ので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

詳細につきましては、税務課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいた  
します。

○議長（村木 脩君） 税務課長。

○税務課長（木田尚宏君） ただいま提案されました専決承認第3号 専決処分の承認を求め  
ることについて御説明いたします。

地方税法等の一部を改正する法律では、個人住民税、固定資産税及び軽自動車税関係を中  
心にそれぞれ制度の一部が見直されたことから、東伊豆町税賦課徴収条例等の条文整備を図  
る内容でございます。

主な内容を資料により説明させていただきます。

お手元の専決承認第3号説明資料を御覧ください。

1点目、個人住民税関係では、所得税において住宅ローン控除期間13年間の特例の延長が  
講じられることに伴い、当該措置の対象者についても、所得税から控除しきれなかった額を  
現行制度と同じ控除限度額の範囲内で個人住民税から控除いたします。

次に、2点目、固定資産税関係では、新型コロナウイルス感染症により、社会経済活動や  
国民生活全般を取り巻く環境が大きく変化したことを踏まえ、固定資産税納税者の負担感に

配慮する観点から、令和３年度に限り、負担調整措置等により課税標準額が増加する土地について、前年度の課税標準額に据え置く特別な措置を講じます。

３点目、軽自動車税関係では、①として、軽自動車取得時に燃費基準に応じた税率で課税される環境性能割について、新たな燃費基準の下で税率区分を見直します。ただし、令和３年12月31日までに取得したものについては、税率を１％分軽減いたします。詳細につきましては、次の表にお示しした内容となります。

次に、②として、グリーン化特例の見直しにより、軽自動車の所有者に毎年課税される種別割の税率を燃費性能等により取得の翌年度のみ軽減するグリーン化特例について、重点化等を行った上で、２年間延長します。

最後に、施行期日につきましては、令和３年４月１日から施行いたします。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（村木 脩君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（発言する人なし）

○議長（村木 脩君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（発言する人なし）

○議長（村木 脩君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより専決承認第３号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村木 脩君） ありがとうございます。起立多数です。よって、本案は原案のとおり承認されました。

---

◎日程第５ 議案第３１号 東伊豆町防災会議条例の一部を改正する条例について

○議長（村木 脩君） 日程第５ 議案第31号 東伊豆町防災会議条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 太田長八君登壇)

○町長(太田長八君) ただいま上程されました議案第31号 東伊豆町防災会議条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

東伊豆町議会議員が東伊豆町防災会議の委員として兼職することを廃止するため、東伊豆町防災会議条例の改正が必要になったことから、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、防災課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(村木 脩君) 防災課長。

○防災課長(竹内 茂君) ただいま提案されました議案第31号 東伊豆町防災会議条例の一部を改正する条例については、東伊豆町議会議員の委員の兼職を廃止することとなりましたので、改正するものであります。

それでは、新旧対照表により御説明させていただきます。

3枚目の新旧対照表を御覧ください。

第3条第5項第5号の「議会議長」を削除し、第6号以下の号を繰り上げ、第7号の「第5項第9号及び第10号」を「第5項第8号及び第9号」に改める内容でございます。

1枚前を御覧ください。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いします。

○議長(村木 脩君) これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村木 脩君) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(発言する人なし)

○議長(村木 脩君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第31号 東伊豆町防災会議条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長（村木 脩君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで10時5分まで休憩とします。

休憩 午前 9時49分

再開 午前10時05分

○副議長（藤井廣明君） 休憩を閉じ、再開します。

---

◎日程第6 議長の辞職の件について

○副議長（藤井廣明君） 日程第6 議長の辞職の件についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により、村木議員の退場を求めます。

（8番 村木 脩君退場）

○副議長（藤井廣明君） 事務局長に辞職願を朗読させます。

○議会事務局長（国持健一君） 朗読します。

令和3年5月13日。

東伊豆町議会副議長、藤井廣明殿。

東伊豆町議会議長、村木脩。

辞職願。

このたび、一身上の都合により議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

○副議長（藤井廣明君） お諮りします。村木議員の議長の辞職許可をすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（藤井廣明君） 異議なしと認めます。よって、村木議員の議長の辞職を許可することに決定しました。

村木議員の入場を許可します。

（8番 村木 脩君入場）

○副議長（藤井廣明君） 前議長の村木議員に、退任の御挨拶を壇上よりお願いいたします。

( 8 番 村木 脩君登壇)

○ 8 番 (村木 脩君) 退任の挨拶ということでございますが、この場をお借りして一言御挨拶をさせていただきます。

議員の皆様、また当局の皆様の御協力により、職責を果たせたことに感謝いたしますとともに、御礼を申し上げ、私の退任の挨拶とさせていただきます。

○副議長 (藤井廣明君) 村木議員、2年間大変御苦労さまでした。

---

#### ◎日程の追加について

○副議長 (藤井廣明君) ただいま議長が欠けました。

お諮りします。議長の選挙を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、議長選挙を行いたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長 (藤井廣明君) 異議なしと認めます。したがって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時08分

再開 午前10時09分

○副議長 (藤井廣明君) 休憩を閉じ、再開します。

---

#### ◎追加日程第1 議長の選挙

○副議長 (藤井廣明君) 追加日程第1 議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉鎖いたします。

(議場閉鎖)

○副議長（藤井廣明君） ただいまの出席議員は12名です。

次に、立会人の指名を行います。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に3番、稲葉議員及び5番、栗原議員を指名します。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長（藤井廣明君） 異議なしと認めます。よって、両名が立会人に決定しました。

これより投票用紙を配ります。

(投票用紙配付)

○副議長（藤井廣明君） 念のため申し上げます。投票用紙は単記無記名となっております。

投票用紙の配付漏れありませんか。

(発言する人なし)

○副議長（藤井廣明君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○副議長（藤井廣明君） 異状なしと認めます。

投票用紙に被選挙人の氏名を記入の上、議会事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順次、投票をお願いします。

○議会事務局長（国持健一君） それでは、お願いいたします。

1番、楠山議員、2番、笠井議員、3番、稲葉議員、5番、栗原議員、6番、西塚議員、7番、須佐議員、8番、村木議員、10番、内山議員、11番、藤井議員、12番、鈴木議員、13番、定居議員、14番、山田議員。

(投票)

○副議長（藤井廣明君） 投票漏れはありますか。

(発言する人なし)

○副議長（藤井廣明君） 投票漏れなしと認めます。

投票終わります。

これより開票を行います。

3番、稲葉議員及び5番、栗原議員は、開票の立会いをお願いいたします。壇上へお越しください。

(開 票)

○副議長（藤井廣明君） これより選挙の結果を報告します。

投票総数12票。これは先ほどの出席議員数に符合しております。

有効投票12票、無効投票0票です。

有効投票のうち、3番、稲葉議員、9票、10番、内山議員、2票、14番、山田議員、1票。

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。したがって、稲葉議員が議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

(議場開鎖)

○副議長（藤井廣明君） ただいま議長に当選されました稲葉議員が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

3番、稲葉議員は、壇上より就任の御挨拶をお願いいたします。

(3番 稲葉義仁君登壇)

○3番（稲葉義仁君） ただいま議長を拝命いたしました稲葉です。

これから2年間、これまで議長を務めてこられた前議長、それから議員の皆様のお力をいただきながら、よりよい東伊豆町、課題解決に向けて、当局と努力をしていきたいと思えます。皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

○副議長（藤井廣明君） これで私の役目は全て終了いたしました。退席したいと思います。

議員各位には御協力に対し、心から感謝申し上げます。

新議長には恐れ入りますが、議長席に御着席をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

10時40分まで休憩とさせていただきます。

休憩 午前10時24分

再開 午前10時40分

○議長（稲葉義仁君） 休憩を閉じ、再開します。

---

◎日程の追加について

○議長（稲葉義仁君） ただいま副議長の藤井議員より、副議長の辞職願が提出されました。

これを議事日程に追加して、副議長の辞職の件についてを議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 異議なしと認めます。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 10 時 41 分

再開 午前 10 時 41 分

○議長（稲葉義仁君） 休憩を閉じ、再開します。

---

◎追加日程第 2 副議長の辞職の件について

○議長（稲葉義仁君） 追加日程第 2 副議長の辞職の件についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により、藤井議員の退場を求めます。

（11 番 藤井廣明君退場）

○議長（稲葉義仁君） 事務局長に辞職願を朗読させます。

○議会事務局長（国持健一君） 朗読します。

令和 3 年 5 月 20 日。

東伊豆町議会議長、稲葉義仁殿。

東伊豆町議会副議長、藤井廣明。

辞職願。

このたび、一身上の都合により副議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

○議長（稲葉義仁君） お諮りします。藤井議員の副議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(稲葉義仁君) 異議なしと認めます。よって、藤井議員の副議長の辞職を許可することに決定しました。

藤井議員の入場を許可します。

(11番 藤井廣明君入場)

○議長(稲葉義仁君) 前副議長の藤井議員に、退任の御挨拶を壇上よりお願いいたします。

(11番 藤井廣明君登壇)

○11番(藤井廣明君) 拙い力でございましたが、議長を補佐してこの2年間やってまいりました。皆さんの御協力、当局の皆さんの御協力でつつがなく任務を終了することができましたことを私の誇りしたいと思います。

皆さん、ありがとうございました。

○議長(稲葉義仁君) 藤井議員、2年間大変お疲れさまでした。

---

#### ◎日程の追加について

○議長(稲葉義仁君) お諮りします。副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第3とし、副議長の選挙を行いたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(稲葉義仁君) 異議なしと認めます。したがって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第3として、直ちに選挙を行うことに決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時45分

再開 午前10時46分

○議長(稲葉義仁君) 休憩を閉じ、再開します。

◎追加日程第3 副議長の選挙

○議長（稲葉義仁君） 追加日程第3 副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉鎖します。

（議場閉鎖）

○議長（稲葉義仁君） ただいまの出席議員は12名です。

次に、立会人の指名を行います。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に6番、西塚議員及び7番、須佐議員を指名します。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 異議なしと認めます。よって、両名が立会人に決定しました。

これより投票用紙を配ります。

（投票用紙配付）

○議長（稲葉義仁君） 念のため申し上げます。投票用紙は単記無記名となっております。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○議長（稲葉義仁君） 異状なしと認めます。

投票用紙に被選挙人の氏名を記入の上、議会事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順次、投票願います。

○議会事務局長（国持健一君） 1番、楠山議員、2番、笠井議員、3番、稲葉議員、5番、栗原議員、6番、西塚議員、7番、須佐議員、8番、村木議員、10番、内山議員、11番、藤井議員、12番、鈴木議員、13番、定居議員、14番、山田議員。

（投票）

○議長（稲葉義仁君） 投票漏れはありませんか。よろしいですね。

（発言する人なし）

○議長（稲葉義仁君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。

6 番、西塚議員及び 7 番、須佐議員は、開票の立会いをお願いします。壇上へお越しください。

(開 票)

○議長（稲葉義仁君） すみません、お戻りください。ありがとうございます。

これより選挙の結果を報告します。

投票総数12票。これは先ほどの出席議員数に符合しております。

有効投票12票、無効投票 0 票です。

有効投票のうち、笠井議員、9 票、須佐議員、3 票。

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は 3 票です。したがって、笠井議員が副議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

(議場開鎖)

○議長（稲葉義仁君） ただいま副議長に当選されました笠井議員が議長におられます。

会議規則第33条第 2 項の規定によって、当選の告知をします。

2 番、笠井議員は、壇上より就任の御挨拶をお願いいたします。

(2 番 笠井政明君登壇)

○2 番（笠井政明君） ただいま副議長の職を拝命いたしました笠井です。

議長をサポートし、皆さんと一丸となって円滑な議会運営をしていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） 暫時休憩をします。

当局の皆様、しばらくの間、休憩とします。なお、議会の再開は館内放送にてお知らせしますので、よろしくお願いいたします。

議員の皆さんにお願いします。恐れ入りますが、これより議会全員協議会を開催しますので、議員各位におかれましては、直ちに大会議室に御参集を願います。

休憩 午前 10 時 58 分

再開 午後 2 時 15 分

○議長（稲葉義仁君） 休憩を閉じ、再開します。

---

◎日程第7 常任委員会委員の選任について

○議長（稲葉義仁君） 日程第7 常任委員会委員の選任についてを行います。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により、6番、西塚議員、7番、須佐議員、10番、内山議員、11番、藤井議員、12番、鈴木議員、14番、山田議員、以上6名を総務経済常任委員会に、1番、楠山議員、2番、笠井議員、3番、稲葉議員、5番、栗原議員、8番、村木議員、13番、定居議員、以上6名を文教厚生常任委員会委員にそれぞれ指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました議員をそれぞれの常任委員に選任することに決定しました。

---

◎日程第8 議会運営委員会委員の選任について

○議長（稲葉義仁君） 日程第8 議会運営委員会委員の選任について行います。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により、1番、楠山議員、5番、栗原議員、6番、西塚議員、7番、須佐議員、14番、山田議員、以上5名を議会運営委員会委員に指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました5名を議会運営委員会委員に選任することに決定しました。

---

◎日程第9 議会広報編集委員会委員の選任について

○議長（稲葉義仁君） 日程第9 議会広報編集委員会委員の選任についてを行います。

議会広報編集委員会委員の選任については、2番、笠井議員、3番、稲葉議員、5番、栗原議員、6番、西塚議員、11番、藤井議員、14番、山田議員、以上6名を議会広報編集委員会委員に指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました6名を議会広報編集委員会委員に選任することに決定しました。

恐れ入りますが、これより総務経済常任委員会、文教厚生常任委員会、議会運営委員会を開催し、委員長及び副委員長を、議会広報編集委員会を開催し、副委員長を互選していただきますので、ここで14時30分まで休憩とします。

議員各位におかれましては、直ちに委員会室に御参集願います。

では、休憩といたします。

休憩 午後 2時18分

再開 午後 2時30分

○議長（稲葉義仁君） 休憩を閉じ、再開します。

先ほど、各委員会から正副委員長の互選結果を受けましたので、報告します。

総務経済常任委員会委員長に7番、須佐議員、副委員長に10番、内山議員。

文教厚生常任委員会委員長に5番、栗原議員、副委員長に1番、楠山議員。

議会運営委員会委員長に14番、山田議員、副委員長に6番、西塚委員。

議会広報編集委員会副委員長に5番、栗原議員。

なお、議会広報編集委員長につきましては、東伊豆町議会広報発行に関する規定第3条第2項の規定に基づき、副議長が委員長を務めることになっております。

以上をもちまして、各委員会からの正副委員長互選結果の報告を終了します。

---

◎日程第10 東河環境センター議会議員の選挙

○議長（稲葉義仁君） 日程第10 東河環境センター議会議員の選挙を議題とします。

お諮りします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定いたしました。

東河環境センター議会議員に1番、楠山議員、12番、鈴木議員、13番、定居議員の3名を指名します。

お諮りします。ただいま議長において指名しました1番、楠山議員、12番、鈴木議員、13番、定居議員の3名を東河環境センター議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま議長において指名しました3名の方が東河環境センター議会議員に当選されました。

当選されました方々が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により告知します。

---

#### ◎日程第11 伊豆斎場組合議会議員の選挙

○議長（稲葉義仁君） 日程第11 伊豆斎場組合議会議員の選挙を議題とします。

お諮りします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うこと

に決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。  
これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

伊豆斎場組合議会議員に6番、西塚議員、11番、藤井議員、2名を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました6番、西塚議員、11番、藤井議員、2名を伊豆斎場組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま議長において指名しました2名の方が伊豆斎場組合議会議員に当選されました。

当選されました方々が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により告知します。

---

## ◎日程第12 一部事務組合下田メディカルセンター議会議員の選挙

○議長（稲葉義仁君） 日程第12 一部事務組合下田メディカルセンター議会議員の選挙を議題とします。

お諮りします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。  
これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

一部事務組合下田メディカルセンター議会議員に５番、栗原議員、１４番、山田議員の２名を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました５番、栗原議員、１４番、山田議員の２名を一部事務組合下田メディカルセンター議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 異議なしと認めます。したがって、議長において指名しました２名の方が一部事務組合下田メディカルセンター議会議員に当選されました。

当選されました方々が議場におられますので、本席から会議規則第３３条第２項の規定により告知します。

---

### ◎日程第１３ 駿東伊豆消防組合議会議員の選挙

○議長（稲葉義仁君） 日程第１３ 駿東伊豆消防組合議会議員の選挙を議題とします。

お諮りします。選挙の方法は、地方自治法第１１８条第２項の規定により、指名推選にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定いたしました。

駿東伊豆消防組合議会議員に７番、須佐議員、１０番、内山議員の２名を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました７番、須佐議員、１０番、内山議員、２名を駿東伊豆消防組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 異議なしと認めます。したがって、議長において指名しました２名の方が駿東伊豆消防組合議会議員に当選されました。

当選されました方々が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により告知します。

---

◎日程第14 同意案第3号 東伊豆町監査委員の選任について

○議長（稲葉義仁君） 日程第14 同意案第3号 東伊豆町監査委員の選任についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、8番、村木議員の退席を求めます。

（8番 村木 脩君退場）

○議長（稲葉義仁君） 町長より提案理由の説明を求めます。  
町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） ただいま上程されました同意案第3号についてを説明いたします。  
同意案第3号 東伊豆町監査委員の選任について。

下記の者を東伊豆町監査委員に選任することについて、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

記

（議会議員）

住所、賀茂郡東伊豆町稲取。

氏名、村木 脩。

提案理由を申し上げます。

前任者が令和3年5月19日をもって辞職したため、新たに町議会からの選出者として就任を願うものであり、議会の同意を求めるものでございます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。  
（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。  
これより討論に入ります。討論ありませんか。  
（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております同意案第3号 東伊豆町監査委員の選任についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（稲葉義仁君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

8番、村木議員の入場を許します。

（8番 村木 脩君入場）

---

◎日程第15 同意案第4号 東伊豆町稲取財産区管理会財産区管理委員の選任について

◎日程第16 同意案第5号 東伊豆町稲取財産区管理会財産区管理委員の選任について

◎日程第17 同意案第6号 東伊豆町稲取財産区管理会財産区管理委員の選任について

○議長（稲葉義仁君） 日程第15 同意案第4号 東伊豆町稲取財産区管理会財産区管理委員の選任についてから日程第17 同意案第6号 東伊豆町稲取財産区管理会財産区管理委員の選任についてまで、以上3件を一括議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、6番、西塚議員、10番、内山議員、12番、鈴木議員の退席を求めます。

（6番 西塚孝男君、10番 内山慎一君、12番 鈴木 勉君退場）

○議長（稲葉義仁君） 町長より順次、提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） ただいま一括上程されました同意案第4号、第5号及び第6号について説明をいたします。

まず初めに、同意案第４号 東伊豆町稲取財産区管理会財産区管理委員の選任について。

東伊豆町稲取財産区管理会財産区管理委員に次の者を選任することについて、東伊豆町稲取財産区管理会条例第３条の規定により、議会の同意を求めるものであります。

住所、賀茂郡東伊豆町稲取。

氏名、西塚孝男。

続きまして、同意案第５号、同じく。

住所、賀茂郡東伊豆町稲取。

氏名、内山愼一。

続いて、同意案第６号、同じく。

住所、賀茂郡東伊豆町稲取。

氏名、鈴木 勉。

提案理由を申し上げます。

御審議をいただきますこの３件の同意案件は、本日の議会において各種委員会の構成が決定いたしましたことにより、町議会より３名の方々の就任をお願いする内容であります。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） これより同意案第４号から同意案第６号までの質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより同意案第４号 東伊豆町稲取財産区管理会財産区管理委員の選任について討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

お諮りします。同意案第４号 東伊豆町稲取財産区管理会財産区管理委員の選任についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲葉義仁君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

これより同意案第 5 号 東伊豆町稲取財産区管理会財産区管理委員の選任について討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(稲葉義仁君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

お諮りします。同意案第 5 号 東伊豆町稲取財産区管理会財産区管理委員の選任についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(稲葉義仁君) 起立多数です。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

これより同意案第 6 号 東伊豆町稲取財産区管理会財産区管理委員の選任について討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(稲葉義仁君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

お諮りします。同意案第 6 号 東伊豆町稲取財産区管理会財産区管理委員の選任についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(稲葉義仁君) 起立多数です。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

6 番、西塚議員、10 番、内山議員、12 番、鈴木議員の入場を許します。

(6 番 西塚孝男君、10 番 内山慎一君、12 番 鈴木 勉君入場)

---

## ◎日程第 18 同意案第 7 号 東伊豆町稲取財産区管理会財産区管理委員の選任について

○議長(稲葉義仁君) 日程第18 同意案第 7 号 東伊豆町稲取財産区管理会財産区管理委員

の選任についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 太田長八君登壇)

○町長（太田長八君） ただいま上程されました同意案第7号について説明をいたします。

同意案第7号 東伊豆町稲取財産区管理会財産区管理委員の選任について。

東伊豆町稲取財産区管理会財産区管理委員に次の者を選任することについて、東伊豆町稲取財産区管理会条例第3条の規定により、議会の同意を求めるものであります。

住所、賀茂郡東伊豆町稲取。

氏名、梅原 博。

提案理由を申し上げます。

漁業者代表として選任されております梅原氏が、令和3年5月18日をもって任期満了となったため、再任をお願いするものであります。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（稲葉義仁君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（稲葉義仁君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

お諮りします。同意案第7号 東伊豆町稲取財産区管理会財産区管理委員の選任についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長（稲葉義仁君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

◎日程第１９ 同意案第８号 東伊豆町固定資産評価員の選任について

○議長（稲葉義仁君） 日程第19 同意案第８号 東伊豆町固定資産評価員の選任についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） ただいま上程されました同意案第８号について説明をいたします。

同意案第８号 東伊豆町固定資産評価員の選任について。

下記の者を東伊豆町固定資産評価員に選任することについて、地方税法第404条第２項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

住所、賀茂郡東伊豆町片瀬。

氏名、木田尚宏。

提案理由を申し上げます。

令和３年４月１日付の人事異動により、税務課長を固定資産評価員として新たに選任するものであります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております同意案第８号 東伊豆町固定資産評価員の選任についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲葉義仁君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

---

◎日程第２０ 東伊豆町選挙管理委員及び補充員の選挙

○議長（稲葉義仁君） 日程第20 東伊豆町選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。

初めに、選挙管理委員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法は、地方自治法第118条第２項の規定により、指名推選にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

東伊豆町選挙管理委員には、

東伊豆町稲取、前田和夫君。

東伊豆町稲取、鈴木誠喜君。

東伊豆町大川、稲本庄三君。

東伊豆町白田、高橋和彦君。

以上の方を指名します。

お諮りします。議長が指名しました方を東伊豆町選挙管理委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま議長において指名しました前田和夫君、鈴木誠喜君、稲本庄三君、高橋和彦君、以上の方が東伊豆町選挙管理委員に当選されました。

続きまして、選挙管理委員補充員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法は、地方自治法第118条第２項の規定により、指名推選にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

東伊豆町選挙管理委員補充員には、次の方を指名します。

第1順位、東伊豆町稲取、内山貞晴君。

第2順位、東伊豆町奈良本、稲葉英雄君。

第3順位、東伊豆町片瀬、森田憲法君。

第4順位、東伊豆町稲取、内山國治君。

以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました方を東伊豆町選挙管理委員補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました第1順位、内山貞晴君、第2順位、稲葉英雄君、第3順位、森田憲法君、第4順位、内山國治君、以上の方が順序のとおり東伊豆町選挙管理委員補充員に当選されました。

---

#### ◎町長挨拶

○議長（稲葉義仁君） ここで、町長より発言の許可を求められておりますので、許可をいたします。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、御挨拶を兼ねまして、正副議長就任に当たってお祝いの言葉を述べさせていただきます。

このたびの議会人事の改選につきましては、滞りなく全ての人事が終了し、新たな議会の体制が円満のうちに整ったことの報告を受けまして、心からお祝いを申し上げます。

退任されました村木議長並びに藤井副議長をはじめ、重責を担った方々におかれましては、厳しい行財政環境の中、令和元年には大型台風の被害対応、令和2年からは新型コロナウイルス感染症対策及び町内の経済対策など、円滑なる議会運営と当局との調整に御尽力いただき、その功績に改めて感謝の意を表します。

このたびの改選によりまして、新たに就任されました稲葉議長並びに笠井副議長におかれましては、御就任誠におめでとうございます。

いまだ終息しないこの新型コロナウイルス感染症拡大の下で、地方自治体におきましては、その対策が最優先されるものでございます。また、財政の健全化を図るためには、より強力に財政改革を推進していかなければなりません。

今後もこの御苦勞をおかけすること多いと思いますが、議会の円滑なる運営に御尽力を賜り、東伊豆町のさらなる発展を期す上からも、諸課題の解決におきましては、当局と一丸となって取り組んでいただくようお願いいたしますところでございます。

また、新たに総務経済常任委員会、文教厚生常任委員会、議会運営委員会並びに各種組合議会等の委員構成も滞りなく決定し、正副委員長が選出されたことにつきましても、改めて心からお喜び申し上げます。

議員各位、並びに各種委員会等の活動は、町政発展に果たす役割の重要性が多岐でありまして、委員長、副委員長と連携いたしまして、闊達なる委員会活動を期待するところでございます。

結びに当たりまして、東伊豆町議会のますますの進展と、皆様方の御健勝と御活躍を心よりお祈り申し上げまして、お祝いの言葉といたします。

---

### ◎閉会の宣告

○議長（稲葉義仁君） これで本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

令和3年東伊豆町議会第2回臨時会を閉会します。

長時間、御苦勞さまでした。

閉会 午後 2時55分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

令和    年    月    日

議            長            \_\_\_\_\_

前    議    長            \_\_\_\_\_

前   副   議   長            \_\_\_\_\_

署   名   議   員            \_\_\_\_\_

署   名   議   員            \_\_\_\_\_